

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区 分		変 更 前 森 林 面 積	変 更 後 森 林 面 積	備 考
総 数		102,339ha	<u>102,335ha</u>	
市 町 村 別 内 訳	大 船 渡 市	24,685	24,682	
	陸前高田市	16,989	<u>16,988</u>	<u>△0.59ha</u>
	住 田 町	22,648	22,648	
	釜 石 市	29,226	29,226	
	大 槌 町	8,791	8,791	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

陸前高田市森林計画の変更図面

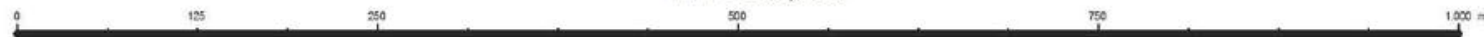


平成二五年度



岩
手
県

縮尺 1:5,000



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
陸前高田市	広田町	字前花貝 字後花貝	47-1 他 121-2 他	名称：災害公営住宅等整備事業（大野地区） 種類：その他施設の整備に関する事業	0.59ha	事業区域 0.76ha うち対象森林 0.59ha 開発行為 0.59ha 残置森林 0.00ha ※面積はCAD計測値

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

陸前高田市森林計画の変更図面



平成二五年度



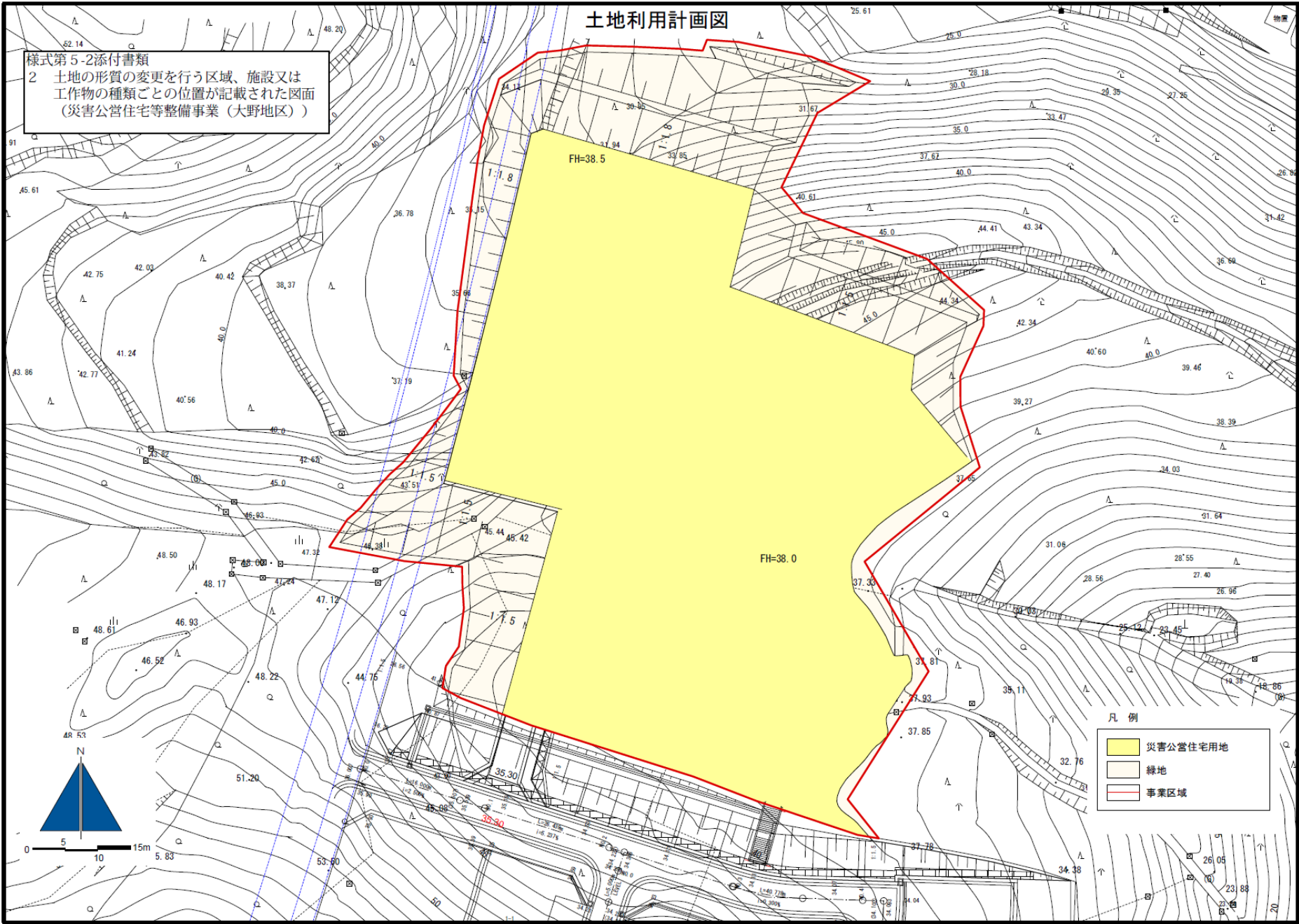
岩
手
県

縮尺 1:5,000



土地利用計画図

様式第5-2添付書類
2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は
工作物の種類ごとの位置が記載された図面
(災害公営住宅等整備事業(大野地区))



様式第5-2 添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

災害公営住宅等整備事業（大野地区）の概要

- 1 事業実施主体 陸前高田市
- 2 事業実施期間 平成 25～27 年度
- 3 総事業費 1,080,800 千円

4 事業概要

東日本大震災の津波により住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るため、恒久的な住宅を整備する。

- (1) 建築工事 公営住宅（共同住宅）1棟 40戸
- (2) 造成工事 整地面積 7,608 m²、掘削土量 約 28,700 m³

5 事業スケジュール

	平成25年度			平成26年度												平成27年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
測量・土質調査																												
基本設計																												
積算・工事発注																												
造成工事																												
建築工事																												

6 周辺地域への影響及び生活への配慮等

防災対策として、施工中は必要な箇所にシートを覆い、法面の洗掘等による土砂の流出防止に努める。また、事業区域外への土砂の流出を防止するため、土側溝を設け必要に応じて浚渫する。